

木津川市告示第96号

木津川市創業者支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月13日

木津川市長 河井 規子

木津川市創業者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内での創業を促進し、市内商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において木津川市創業者支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により、新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
- (2) 創業の日 前号に掲げる事業を開始した日をいう。
- (3) 金融機関 日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組中央金庫の他、預金の取扱いを行う民間金融機関をいう。
- (4) 創業支援事業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定に基づく木津川市創業支援等事業計画（以下「計画」とい

う。)に記載する創業支援事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「交付対象者」という。）に交付する。

- (1) 個人の場合は、市内に住所を有し、市内で創業する者とし、法人の場合は、市内に本店登記を有し、市内で創業する者
 - (2) 創業支援事業者が計画に基づき実施する創業塾、個別相談指導等の支援を受けた者
 - (3) 令和2年1月以降に創業した者
 - (4) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社でない者
 - (5) 市税を滞納していない者。ただし、法人にあつては、当該法人及び代表者が市税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としてない。
- (1) フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行おうとする者
 - (2) 創業した日から起算して、過去5年間に、創業した業種と同じ業種の事業を行っていた者
 - (3) 個人又は法人の代表者若しくは役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 個人又は法人の代表者、役員、従業員等が、木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に既定する暴力団密接関係者（以下この条において「暴力団関係者」という。）に該当する者
 - (5) 暴力団関係者が経営に事実上参画している者
 - (6) 別表に掲げる事業を営むために創業する者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、専ら事業を営むために金融機関から借入れ、申請日において残高がある融資に係る融資実行額の2分の1とし、100万円を限度とする。

2 この告示による給付金の交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。

3 給付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請受付期間)

第5条 給付金に係る申請受付期間は、この告示の公布の日から令和5年2月28日までとする。

(給付金の交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、創業者支援給付金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 創業者支援給付金交付申請兼請求に係る誓約・同意書（別記様式第2号）

(2) 第3条の要件を満たしていることを証するもの

(3) 振込口座がわかるもの

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 正当な理由により前項各号に掲げる書類を提出できない場合は、市長が別に定める書類を提出するものとする。

(交付又は不交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、その結果を創業者支援給付金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知し、交付を決定したときは、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に給付金を交付する。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付を取り消し、返還を命ずることができる。

- (1) 交付の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (3) 法令、規則又はこの告示に違反したとき。
 - (4) その他市長が不適正と認めたとき。
- 2 市長は、交付決定者が前項各号の要件に該当することが疑われる場合は、提出された申請書類等について再審査を行い、調査できるものとし、交付決定者に対し調査に必要な関係書類等の提出、事情の徴取等を求めることができるものとする。
- 3 交付決定者が前項の調査を受ける場合には、これに誠実に応じるものとし、既に交付した給付金について調査を行う場合も同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

交付対象とならない事業
娯楽業のうち風俗関連営業 競輪、競馬等の競争場又は協議団 パチンコホール ビンゴゲーム場 射的場 スロットマシン場 場外馬券売場 場外車券売場 競 輪、競馬等予想業 芸ぎ業、芸ぎ周旋業 集金業又は取立業 (公共料金又はこれ に準ずるものに関するものを除く。) 興信所のうち身元調査等個人のプライバ シーに係わる調査を主に行うもの 易断所又は観相業 相場案内業 学校 (学校 法人が経営するもの) 宗教、政治、経済、文化その他非営利事業を行う団体が 行う事業 LLP (有限責任事業組合) が行う事業 その他公序良俗等の観点か ら交付対象とすることが適当でないと思えられる事業